

◆号外◆

広報おおま

2020年(令和2年)

5月15日発行

5月12日現在



コロナウイルス感染症から

あなたと大切な人の命を、そして社会を守るため、

新しい生活様式の実践を！

多くの皆さまのご協力により、大間町は感染者の報告がない状態を保つことができています。町民の皆さまには、ゴールデンウィークの期間中、不要不急の外出自粛や県外との往来自粛など、感染拡大防止についてご協力いただき、心より感謝申し上げます。

政府対策本部では一部の県において、外出自粛要請等を部分的に緩和する見直しが行われましたが、未だ医療提供体制がひっ迫している都道府県もあり、感染拡大防止の取り組みを継続する必要があります。

町民の皆さまには、引き続き、外出時のマスクの着用、手洗い等の感染予防対策を徹底していただくとともに、新しい生活様式として『人ごみを避ける』『人との適切な距離を保つ』など、ソーシャルディスタンス※の考え方を取り入れて行動されますよう、ご協力をお願いいたします。

※ソーシャルディスタンスとは

感染予防戦略を示す言葉「感染拡大を防ぐために人と人との距離をとる」こと

全町民へのお願い

1 県外への移動の自粛

2 県外、特に特定警戒都道府県から町内に来られた方は、2週間の外出自粛と健康観察

3 新しい生活様式の実践

 実践例を裏表紙に記載しています

大間町 経済対策①

住民全員に

→「地域振興商品券」を配布

◆新型コロナウイルス感染拡大に伴う町内経済対策として住民全員へ

1. 商品券の内容

◆町民1人につき、一律10,000円（1,000円券×10枚綴）

（内訳）共通商品券3,000円分…大型店舗を含む利用が可能
専用商品券7,000円分…町内各店舗のみ利用が可能

2. 配布期間

◆令和2年5月中に世帯主宛に郵送（簡易書留）

※配達時に不在の場合は、配達日より10日間は郵便局、その後は役場産業振興課で保管します。
※長期不在等で受け取ることができない場合は、役場産業振興課にご連絡ください。なお、商品券の受取りは世帯主本人または世帯員に限ります。受取り期限は8月31日（月）まで。

3. 商品券の利用期限

◆令和2年5月25日（月）～令和2年8月31日（月）

4. 利用可能な店舗

◆現在、取扱店舗を公募中です。

※決定次第、商品券を利用できる店舗には取扱店登録証明書を掲示してありますので、表示をご確認のうえ、ご利用ください。

5. その他

商品券の取り扱い

- ◆額面以下の利用に対して、現金でのお釣りはありません。
- ◆不足分については、現金の利用ができます。
- ◆商品券の盗難、紛失についての対応はできませんのでご注意ください。

商品券の禁止事項

- ◆不動産や金融商品
…土地や家屋の購入、保険、株式、金融機関への預け入れ
- ◆出資や債務の支払い
…振込代金、振込手数料、公共料金等
- ◆有価証券、商品券、ビール券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ◆たばこの購入
- ◆現金との換金、商品券との交換及び売買
- ◆特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

町内各事業者の皆さまへ

商品券取扱店を募集しています!!

【公募は5月20日（水）締切り】

（受付場所：大間町商工会）

申請書は大間町商工会の窓口にあります。また、大間町役場ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。



【URL】<https://www.town.ooma.lg.jp/>

【問い合わせ先】※土日祝祭日は除く。

大間町産業振興課 ☎37-2537（直通）
大間町商工会 ☎37-2233

大間町 経済対策②

町内事業者

(飲食店・宿泊業・土産専門店に限る)に

→「臨時給付金」を支給

◆新型コロナウイルス感染拡大に伴う町内経済対策として町内事業者へ

1. 臨時給付金の内容

◆1事業者に対し、100,000円を給付

※複数店舗を有しても1事業者とし、100,000円を限度とします。

2. 対象となる事業者

◆町内に住所及び店舗を有する事業者(①～③の業種に限る)

→【①飲食店】 食堂・レストラン・居酒屋・スナック・喫茶店等、調理したものを店内で飲食または販売する事業所

【②宿泊業】 ホテル・民宿・旅館等、一般的な宿泊サービスを提供する事業所

【③土産専門店】 土産品の店頭販売を専門としている事業所(インターネット販売を除く。専門店とは売上の90%が土産販売である事業所。)

※①飲食業、②宿泊業については営業許可書を有する事業者(イベント時の営業や臨時営業許可を有する事業者は対象外。)

3. 申請期間

◆令和2年5月18日(月)～令和2年8月31日(月)

4. 申請及び給付まで

①申請→②交付決定→③請求→④振込、の順で手続きを行います。

①必要書類を揃えて役場産業振興課へ申請してください。

②申請を受付後、内容を審査して交付が決定した場合は、「交付決定通知書」に給付金請求書を同封し郵送します。

③給付金請求書に必要事項を記入し、役場産業振興課に提出してください。※振込先の通帳をコピーしますので忘れずに通帳をご持参下さい。

④ご指定の口座に給付金をお振込みいたします。

必要書類

1. 申請書(様式1)
2. 営業許可書(写し)
3. 帳簿等、営業実態が証明できる書類(令和元年度において営業実績のあるもの)

申請書は役場産業振興課窓口または大間町役場ホームページでダウンロードできます。

【URL】

<https://www.town.ooma.lg.jp/>

5. 支給開始

◆第1回支給日 令和2年5月28日(木)

5月21日(木)までに給付金請求書の提出があった事業者に対して支給します。その後は順次、支給します。

【問い合わせ先】 大間町産業振興課 ☎37-2537(直通)※土日祝祭日は除く。

大間病院より

記載している内容は、
全て、新型コロナウイルスが
流行している間だけ
の対策となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を
防止するため、大間病院では、以下の対策を講じております。

定期受診患者について

【電話で診察ができます】

※病状により直接病院に来てもらう場合もあります

- ◆慢性疾患の「いつもの薬だけ！」に限り、電話で診察ができます。
- ◆医師と電話でやりとりをすることで、病院に来ることなく**直接薬局**から薬をもらうことができます。

【電話診察の流れ】

- ①診察券を準備します。
- ②予約受付時間(平日)の **13:30~16:00** に大間病院 (☎37-2105)に電話をします。
- ③電話での診察を希望することを伝え、**氏名・生年月日・診察券番号**を伝えます。
- ④医師が電話診察が可能か判断したうえで **16:00 以降**に連絡します。
- ⑤**医師が翌診療日 11:00~12:00** の間に電話します。
- ⑥電話での診察終了後、ご希望の調剤薬局に処方箋をFAX送信しますので**薬局で薬をお受け取りください**。

入院患者の面会

原則禁止!!

状態が悪化し、面会の必要がある場合については、面会される方の体調の確認や、2週間以内の移動状況について確認のうえ、許可する場合があります。

健康診断の受け入れ

受付停止中!!

待合室は、密集・密閉・密接であるため、感染の危険があります。健康診断は流行状況をみて開始いたします。

むつ総合病院からお知らせ

感染症患者の入院について

新型コロナウイルス感染症患者は、軽症・重症に関わらず、入院治療となります。むつ総合病院では、感染対策チームを組み、感染症外来の立ち上げ、入院病床の確保等、新型コロナウイルス感染症への対策を講じております。むつ総合病院で感染症患者を受け入れると、院内感染を起こさないよう一般の入院や外来診療の制限等の措置を講じる場合がありますので、ご協力くださるようお願いいたします。

新型コロナウイルスかも？と思った方は、こちらをお読みください！

続いたらすぐに(4日以上は必ず)

☎電話で相談を！

帰国者・接触者相談センター
(むつ保健所)

0175-31-1891

比較的
軽い
風邪症状

かつ、以下のいずれか

- ▶高齢者
- ▶糖尿病・心不全・呼吸器疾患あり
- ▶人工透析患者
- ▶免疫抑制剤や抗がん剤使用
- ▶妊婦

すぐに

すぐに

息苦しさ・強いだるさ・高熱など強い症状のいずれかあり

判断に迷う時は**大間病院**に相談を！

0175-37-2105

もしもに備える！

自分や家族が感染した時の対応を話し合っておくことが大切です。「介護が必要な家族が家に残ってしまう」「子どもが一人になってしまう」など、様々なことが考えられます。**基本的にはご家族・ご親戚で対応していただく**こととなりますが、対応に困った時は、役場住民福祉課にご連絡ください。



感染が判明すると

本人

現時点では、
軽症・重症に関わらず入院



ご家族や同僚など

濃厚接触者と見なされた場合は、
PCR検査を受けます

陰性

2週間程度の
自宅待機



陽性

入院



濃厚接触者である「介護が必要な方」や「養育が必要なお子さま」が、お家に残されることになった場合に、**介護施設や保育施設に預けることは困難**になります。大間町内の幼稚園・保育園は、園児が感染者や濃厚接触者である場合、2週間程度閉鎖することになっています。

 その時になって慌てないように...

感染者が出た時の対応について話し合っておきましょう

たとえばこんな時、

介護者である息子夫婦が新型コロナウイルス感染症であることが判明。
80代の認知症の母が自宅にひとり残されることに・・・



対応は、

町内に住む娘が、食事や家事を手伝ってくれることになったので、なんとか家ですごせそう。

核家族家庭で、両親が新型コロナウイルス感染症であることが判明。
5歳の子どもが自宅にひとり残されることに・・・



両親どちらかが退院するまで、祖父母が預かってくれることになったので大丈夫そう。

ひとり暮らしで、職場で濃厚接触者となり、PCR検査を受けたが陰性。
自宅待機を要請された・・・



友人が、食料や、生活必需品の買い物をして玄関先まで届けてくれることになったので、自宅待機できそう。

【問い合わせ先】 大間町住民福祉課 ☎37-2520(直通)

さぎ 給付金の詐欺に注意!



**絶対に教えない！
渡さない！**

- 暗証番号
- 通帳
- 口座番号
- キャッシュカード
- マイナンバー

市町村や総務省などの役所や銀行が以下を行うことは絶対にありません！

- ✕ ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすること
- ✕ 給付金の受給にあたり、手数料の振込みを要求すること
- ✕ メールでURLを送り、申請手続きを求めること

実際にあった事例

電話の場合

電話のやり取りのシチュエーション:

- 役所: ○○役所の者です。コロナの関係で給付金が出ます。お金を振込むのでどこの銀行と取引がありますか？
- 銀行: ▲▲銀行です。
- 役所: それでは、後ほど銀行の者から電話をさせます。
- 後ほど…
- 銀行: ▲▲銀行の者です。通帳の最終記録日と残高を教えてください。
- 役所: ○月○日、○○円です。
- 銀行: コロナの関係で窓口ではなくATMで手続きをしますので、ATMに行ってください。

メールの場合

メールのやり取りのシチュエーション:

給付金 10万円配布につき、お客様の所在確認

今回国民の皆さまへ現金給付が決定した件でご案内がございます。
各携帯電話キャリア会社を通し、国民の皆さまへ配布していくこととなりました。

詳細確認とお手続きは、下記 URL へアクセスしてください。

こちらへアクセス↓
○○○.○○○.○○

適法な手続きを行わせていただきます。
お渡し方法は銀行振込もしくは、係の者がマスクを付けて向かう場合もございます。

怪しいな？と思ったらご相談ください！

大間町役場住民福祉課 ☎37-2520(直通)

大間警察署 ☎37-2211

警察相談専用電話 #9110

新型コロナウイルス給付金関連
消費者ホットライン

消費者ホットライン(局番なしの3桁) 188

☎0120-213-188

立体マスクの作り方



① 裁断した生地を中表に合わせて縫い合わせる

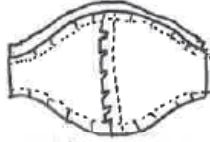


縫い代に切込みを入れて表に戻しアイロンで抑えてステッチ



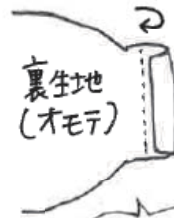
表と裏を合わせたときに重ならないように縫い代を倒れ good!

② 表生地、裏生地を中表に合わせて縫う



縫い代にセカリこみを入れて、開いているところから表に戻しアイロンをかける。

③ 左右の端を裏生地側に折って縫う



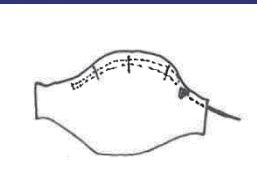
1cmに折って更に1.5cmに折る(三つ折り)

④ 三つ折り部分にマスクゴムを通して結べば完成!



鼻にフィットさせたい場合

マスク作りの工程②で、表に戻した後に鼻側上部にセットアップテープやノーズフィッター等を差し込んで、数か所縫いとめてから、工程③に進んでください。



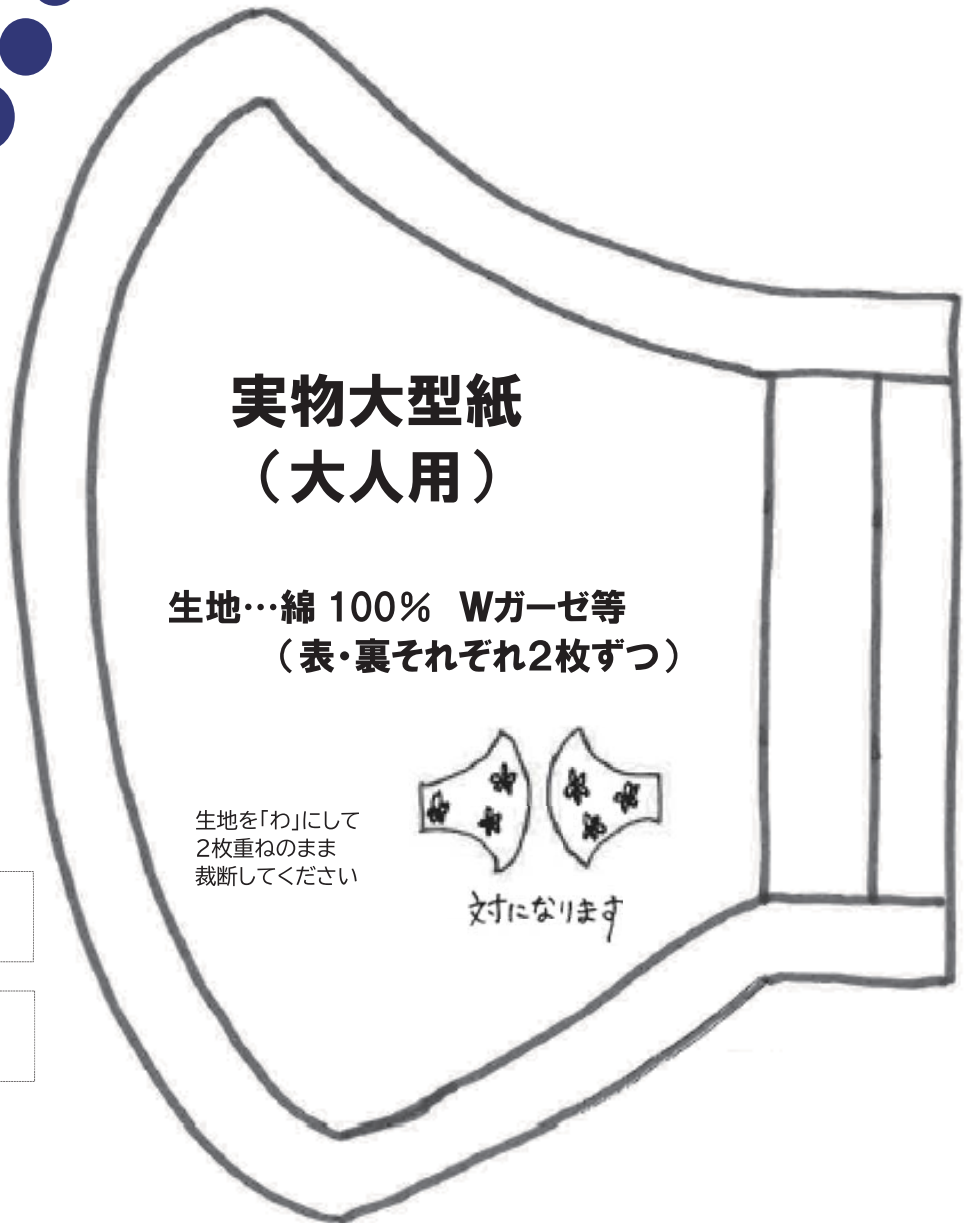
子ども用は80%程度に縮小コピーしてください

掲載元・参照元
『新宿オカダヤ』

実物大型紙 (大人用)

生地…綿100% Wガーゼ等
(表・裏それぞれ2枚ずつ)

生地を「わ」にして2枚重ねのまま裁断してください



皆さまに求められる行動

1. 感染予防の基本

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3つの密」の回避（密集・密接・密閉）
- 毎朝、体温測定、健康チェック
発熱や風邪症状がある際は自宅で療養する

2. 個人でできる感染予防

【3つの基本】

①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗い

- 人との間隔は2m（最低1m）あける
- 会話をする際は、真正面を避ける
- 外出時や会話時は症状がなくてもマスクを着用する
- 帰宅後はまず手洗い・洗顔をする
（可能ならシャワー・着替え）
- 手洗いは石けんをつけて30秒程丁寧に洗う
- 高齢者や持病のある方と会う際は、いつも以上に体調管理をする

【移動時の感染予防】

- 感染が流行している地域との往來を控える
- 帰省や出張等はやむを得ない場合のみにする
- 発症時に備え、誰とどこで会ったか記録する
- 地域の感染状況に注意する

3. 各場面での感染予防

買い物

- すいた時間に1人または少人数で出かける
- 電子決済を利用する
- 計画を立ててから出かけ、素早く済ませる
- サンプル等、展示品への接触は避ける
- レジでは、前後の間隔をあけて並ぶ

スポーツ等

- 公園はすいた時間に利用する
- ジョギングやウォーキングは少人数で行う
- すれ違う際は距離をとる

食事

- 大皿は避けて、料理は個々に準備する
- 対面でなく、横並びで座る
- 料理中や食事中は、おしゃべりは控える
- お酌やグラスの回し飲みは避ける

冠婚葬祭・親族行事

- 大人数での会食は避ける
- 発熱や風邪症状のある際は参加しない

4. 職場での感染予防

- テレワークやローテーションで勤務する
- オフィスは広々と間隔をあける
- 対面での打合せは換気し、マスクを着用する
- 会議はオンラインで行う



外出控え



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

マスクありがとう

大間町女性団体連絡協議会の皆さまより、手作りマスクのご寄付をいただきました。温かいご支援に感謝申し上げます。地域の感染予防に活用させていただきます。

